

第4章 分野別構想

4-1. 土地利用の方針

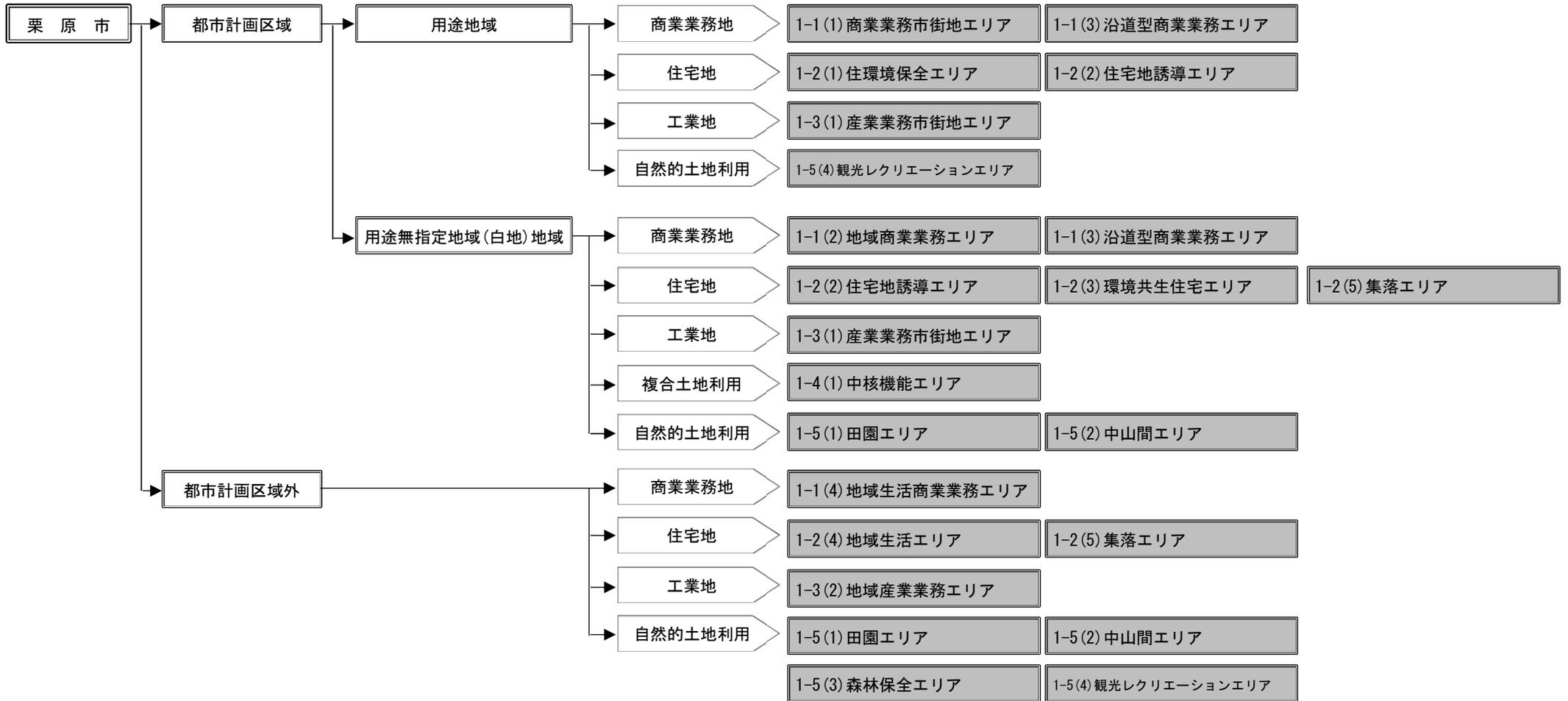


図4-1 土地利用の体系

4-1-1. 商業業務地

(1) 商業業務市街地エリア（用途地域内）

- ・ 築館地域及び若柳地域の既存の中心市街地を位置づけます。
- ・ 市内各地域からの来街者のニーズに対応した店舗や業務機能の適正な誘導を図るとともに、それらの都市機能が集積した歩いて暮らせる商業業務地の再生を目指します。
- ・ 商業地の新たな景観づくりを誘導し、既存の街並み景観を適正に維持しながら、魅力と賑わいのある商業地の景観の形成を図ります。
- ・ 市内各地域から市街地への来街者のアクセス性の向上に努めます。

(2) 地域商業業務エリア（用途無指定地域）

- ・ 栗駒地域岩ヶ崎地区、金成地域沢辺地区及び上町地区の既存の商業集積地を位置づけます。
- ・ 両地域の生活の中心となる店舗や事業所等の集積を図り、既存の商業業務機能を維持します。
- ・ 栗駒地域岩ヶ崎地区は、栗駒山麓の観光商業地としての機能を併せ持つ商業業務地として、「山の駅くりこま」の活用や市民の交流促進等により、地域の賑わいづくりと活性化を図ります。また、観光商業地にふさわしい街並み景観づくりの誘導を図ります。

(3) 沿道型商業業務エリア（用途地域内）

- ・ 築館地域の国道4号及び国道4号築館バイパスの沿道地区の一部を位置づけます。
- ・ 若柳地域の若柳川南地区土地区画整理区域内を通る（一）若柳築館線の沿道街区及び、若柳地域東側、（主）中田栗駒線の沿道街区の一部を位置づけます。
- ・ 周辺環境や沿道景観に配慮し、沿道型の商業・業務施設の立地を各地域の商業業務地とのバランスを考慮しながら誘導を図ります。
- ・ 国道4号築館バイパスの沿道地区は、道路整備と並行して、沿道街区の整備を推進します。

(4) 地域生活商業業務エリア（都市計画区域外）

- ・ 既存の店舗や生活サービス施設が立地する高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の各地域の中心地を位置づけます。
- ・ 地域特性を活かした、個性のある商業業務の空間形成を目指します。
- ・ 高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人に安全で安心して買い物などができるよう、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

4-1-2. 住宅地

(1) 住環境保全エリア（用途地域、土地区画整理地内）

- ・ 築館地域宮野地区、若柳地域川南地区及び新堤下地区の土地区画整理事業が行われた住宅市街地を位置づけます。
- ・ 都市基盤が整備された良好な住環境の維持を図るとともに、住宅市街地の景観づくり等を誘導し、住環境のさらなる向上を目指します。

(2) 住宅地誘導エリア（用途地域、用途無指定地域）

- ・ 築館地域及び若柳地域の商業業務エリアを囲む周辺地区（現用途地域内）、志波姫地域の東北新幹線くりこま高原駅周辺を位置づけます。
- ・ 戸建てを中心とした低密度の住宅市街地の形成を基本とします。
- ・ 木造住宅密集地や道路・公園などの都市基盤が不足している地区においては、生活道路の幅員確保や行き止まり道路の解消、生活に身近な公園整備などを進め、住環境の改善に努めます。
- ・ 高齢社会に向けた高齢者向け住宅の供給、防災・防犯や子育て世代にも優しい誰もが安全で安心して暮らせる住宅地づくりなど、需要に応じた多様な住宅地づくりの展開を図ります。
- ・ 都市部のスポンジ化を抑制するため住宅地内の空き家・空き地の有効活用により、良好な住環境の形成と定住の促進を図ります。
- ・ 東北新幹線くりこま高原駅周辺は、玄関口としてふさわしい商業機能や交通結節機能を維持するとともに、来訪者の交流の場の創出、移住を促進する住環境の創出を図ります。

(3) 環境共生住宅エリア（用途無指定地域）

- ・ 栗駒地域及び金成地域における地域商業業務エリアの周辺の住宅地を位置づけ、既存の住宅地を維持していくことを基本とします。
- ・ 地域商業業務エリアとの調和を図り、無秩序な住宅地の拡大の抑制を図るとともに、住宅地の周辺に広がる広大な農地や森林などの自然環境と共生する住宅地づくりを目指します。
- ・ また、生活道路や身近に利用できる公園などの生活基盤が不足している地域では、生活の安全と利便性の向上を図るための整備改善に努めます。

(4) 地域生活エリア（都市計画区域外）

- ・高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の各地域の中心となる集落居住地を位置づけます。
- ・地域特性を活かした、個性のある居住の空間形成を目指します。
- ・集落地の住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に推進します。また、高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人が安全で安心して生活ができるよう、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。
- ・隣接する地域生活商業業務エリアと連続する、歩いて暮らせるコンパクトな地域の中心地づくりを展開し、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりを推進します。

(5) 集落エリア（用途無指定地域・都市計画区域外）

- ・田園エリア及び山林エリアに散在している田園・農村集落地を位置づけます。
- ・長い歴史の中で、これまで培われてきた集落コミュニティや農村・山村の景観を維持していくことを基本とします。
- ・集落地の住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に推進します。

4-1-3. 工業地

(1) 産業業務市街地エリア（用途地域内、用途無指定地域）

- ・東北縦貫自動車道築館 IC に隣接する築館工業団地、築館インター工業団地、若柳金成 IC に隣接する若柳金成インター工業団地をはじめ、金成工業団地など、市街地に隣接するまとまった規模の工業団地及びその周辺を位置づけます。
- ・既存の工業施設を維持するとともに、新たな企業の誘致に努め、産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。
- ・無秩序な工業地の拡大や他の用途との混在などによる環境悪化を未然に防止するための規制・誘導を図ります。

(2) 地域産業業務エリア（都市計画区域外）

- ・瀬峰地域の新田沢工業団地など、ある程度まとまりのある工業施設の集積地を位置づけます。
- ・鶯沢地域の細倉マインパーク周辺は、鉾山跡や鉾山技術を活用した環境と調和したまちづくりを地域住民、事業者、行政が協働で推進します。
- ・既存の工業施設を維持し、地域における雇用機会の拡大を図ります。
- ・各施設は、周辺の田園や森林などの自然環境への負荷に配慮します。

4-1-4. 複合土地利用

(1) 中核機能エリア

- ・国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となる東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの地域を位置づけます。
- ・本市の都市活動の拠点となるよう、エリア内には医療、生活、商業業務機能や公共公益的な機能の適正な配置を図るとともに、市民の都市活動や市内外における観光・交流活動の中心となる土地利用の展開を図ります。
- ・駅周辺は、大規模な街区での土地利用を展開していくのに必要な宅地や道路等の基盤整備を検討します。
- ・住宅地は、民間等による市街地の整備を適正に誘導し、計画的な自然環境を保全することや街並み景観づくりにも配慮した質の高いゆとりある住宅地づくりを検討します。

4-1-5. 自然的土地利用

(1) 田園エリア

- ・市域の東部、主に平地部を位置づけます。
- ・広大で肥沃な田園地帯であり、これら優良農地を保全していきます。
- ・東北縦貫自動車道若柳金成 IC、みやぎ県北高速幹線道路伊豆沼 IC、若柳南 IC が整備され、高速交通の利便性の高いエリアであることから、田園環境の保全を図りつつ、良好な交通条件を活かした土地利用の展開も将来的な需要に応じて誘導していくことを検討していきます。

(2) 中山間エリア

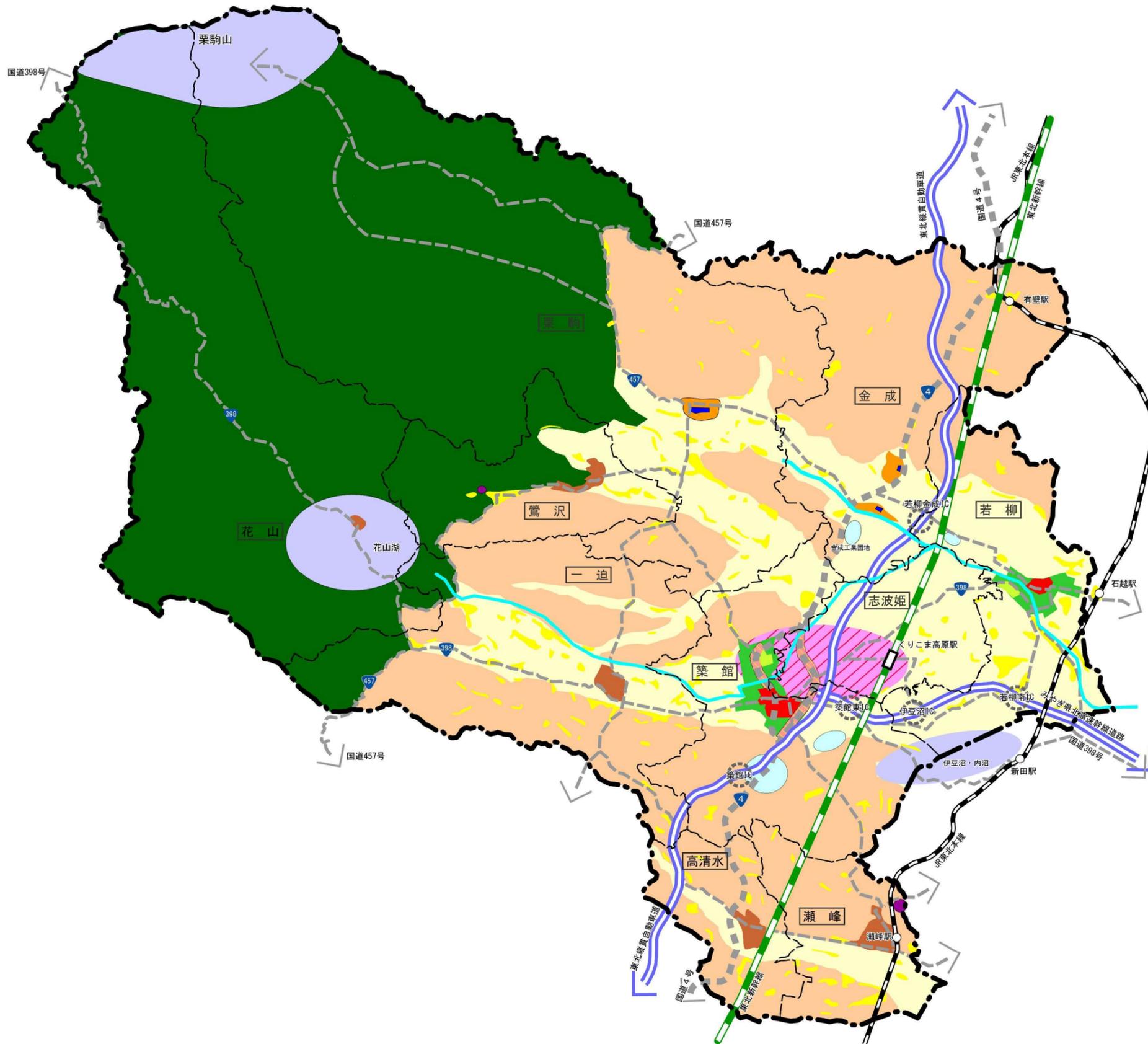
- ・市域の中央部、南端及び北端の中山間部を位置づけます。
- ・本市の基幹産業である農業が盛んな地域であり、今後も農地の保全とともに、農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 森林保全エリア

- ・市域の西部、栗駒山麓を中心とした森林地帯を位置づけます。
- ・豊かな自然に包まれた森林地帯は、将来にわたって市の自然財産として保全、継承します。

(4) 観光レクリエーションエリア

- ・栗駒山、花山湖周辺、伊豆沼・内沼周辺、細倉マインパーク周辺、くりはら田園鉄道公園周辺を位置づけます。
- ・栗駒山や伊豆沼・内沼などの豊かな自然、地域特有の歴史文化などの地域資源を活用し、人々と自然、文化等がふれあう観光・レクリエーション空間を形成します。
- ・観光・レクリエーション空間を形成する施設、環境の整備に際しては、自然環境に対する負荷を最小限に抑制するよう配慮に努めます。



凡例	
	商業業務市街地エリア
	地域商業業務エリア
	沿道型商業業務エリア
	地域生活商業業務エリア 地域生活エリア
	住環境保全エリア
	住宅地誘導エリア
	環境共生住宅エリア
	集落エリア
	産業業務市街地エリア
	地域産業業務エリア
	中核機能エリア
	田園エリア
	中山間エリア
	森林保全エリア
	観光レクリエーションエリア

図4-2 土地利用方針図

4-2. 都市施設配置の方針

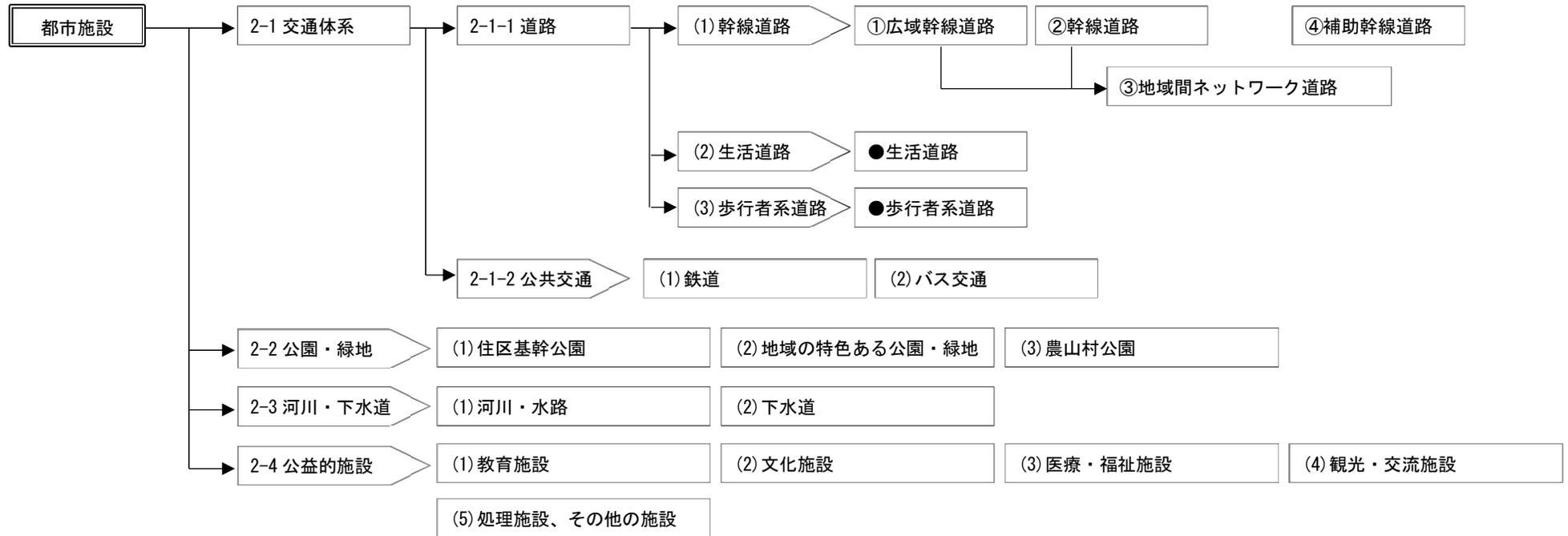


図4-3 都市施設配置の体系図

4-2-1. 交通体系

4-2-1-1. 道路

(1) 幹線道路

① 広域幹線道路

■ 対象路線

- ・ 東北縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路
- ・ 東西方向：国道 398 号
- ・ 南北方向：国道 4 号及び国道 4 号築館バイパス、国道 457 号

■ 機能・役割

- ・ 本市の骨格を形成するとともに、周辺市町村ならびに仙台市や一関市、盛岡市など、広域な都市間を直接的に結びつける広域の交通流動を担う道路とします。

■ 整備方針

- ・ 東北縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路は、既存の道路機能の充実を図ります。
- ・ 市内の広域幹線道路の利便性に寄与する新たな東北縦貫自動車道（仮称）栗原 IC の整備事業を促進します。
- ・ 国道 4 号は、終点付近の史跡入の沢遺跡の保全活用計画と調整を図りつつ築館バイパス全線の整備促進を図るとともに、築館地域の市街地内の渋滞解消に努めます。
- ・ 国道 398 号と国道 457 号は、危険箇所や幅員狭小区間などについて必要に応じて道路を改良し、既存の道路機能の充実を図ります。

② 幹線道路

■ 対象路線

- ・ 東西方向：（主）築館登米線、（主）中田栗駒線、（主）古川佐沼線、（一）若柳築館線、市道馬場駒の湯線、（一）真山高清水線 他
- ・ 南北方向：（主）築館栗駒公園線、（主）河南築館線、（主）栗駒岩出山線、（主）古川一迫線 他

■ 機能・役割

- ・ 本市の市街地及び主要集落の骨格を形成するとともに各地域間や近隣市町村と連絡する幹線道路とします。

■ 整備方針

- ・ 危険箇所や幅員狭小区間などについて必要に応じて道路改良等を施し、既存の道路機能を維持することを推進します。
- ・ 都市計画道路は、都市計画決定の内容に沿った道路機能の維持及び整備を進めることを基本とし、長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を検討します。
- ・ くりこま高原駅と築館地域の市街地間の連絡強化に努めます。

③地域間ネットワーク道路

■対象路線

- ・国道4号、国道398号、国道457号、(主)中田栗駒線、(主)栗駒岩出山線、(主)築館栗駒公園線、(主)河南築館線、(主)古川佐沼線、(主)古川一迫線、(一)真山高清水線

■機能・役割

- ・中心地や各地域が機能的に結ばれた田園都市構造を形成する広域幹線道路及び幹線道路を位置づけます。

■整備方針

- ・中心地や各地域を結ぶ地域間ネットワークを、築館地域の市街地を中心として、「市域中央部」「市域東部」「市域南部」に形成します。
- ・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、地域間の円滑な移動と連携の強化を促進するよう道路機能の充実に努めます。

④補助幹線道路

■対象路線

- ・その他の主要な道路

■機能・役割

- ・幹線道路を補完し、本市の市街地及び主要集落の骨格を形成するとともに各地域間を連絡する役割を担う、生活・産業・交流・レクリエーションなどの本市内の交通流動を支える機能を有する幹線道路を位置づけます。

■整備方針

- ・既存の幹線道路を活用していくことを基本とします。
- ・都市計画道路は、都市計画決定の内容に沿った道路機能の維持及び整備を進めることを基本とし、長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を検討します。

(2)生活道路

■対象路線

- ・一般の市道、地先道路

■機能・役割

- ・沿道の生活者等のサービス道路であり、主に日常生活の交通の円滑な処理、災害時の避難路となる最も身近な公共空間としての役割を担う道路とします。

■整備方針

- ・円滑な生活の交通処理機能の向上、消防活動の困難区域の解消など、生活環境の向上を図るため、狭隘道路の拡幅、すみ切りの確保、行き止まり道路の解消などを推進します。
- ・通学者や高齢者、子育て世代をはじめとする全ての人にとって安全で安心な道路空間となるよう、自動車の速度を抑制する工夫や街路灯の適正な配置などを推進します。

(3) 歩行者系道路

■対象路線

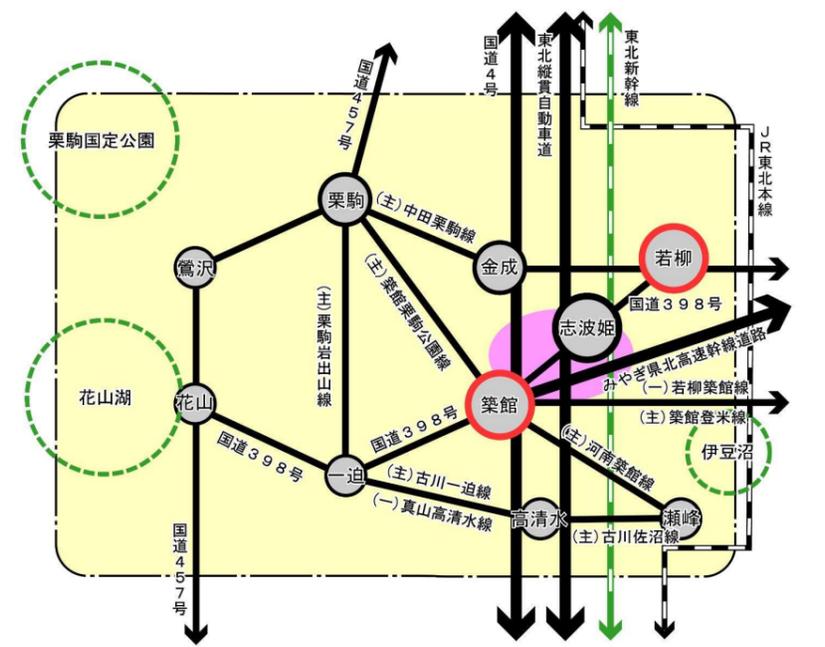
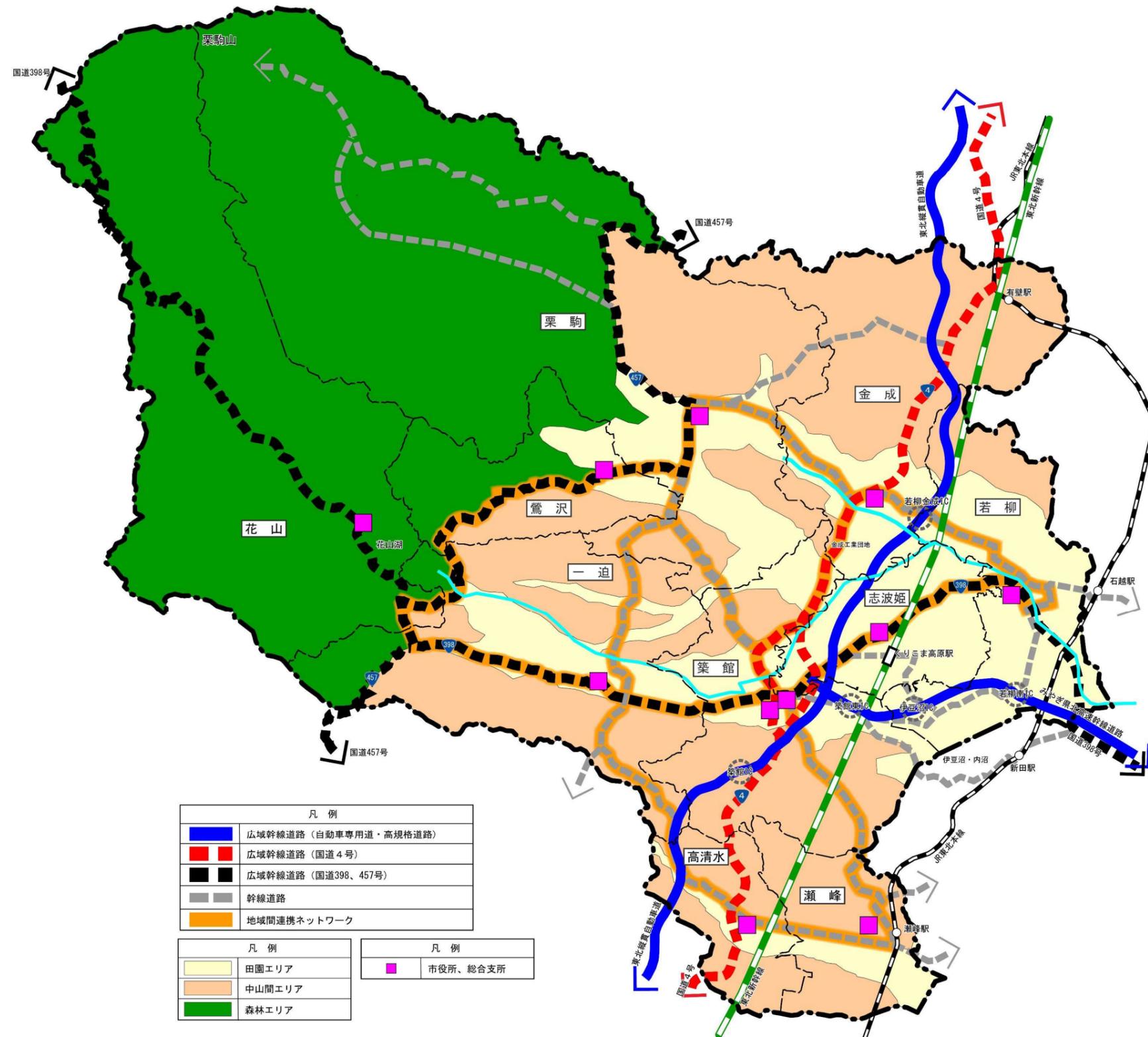
- ・幹線道路の歩道、市街地内及び河川沿いの遊歩道等

■機能・役割

- ・歩行者・自転車交通の安全性の確保と快適性を市街地に提供する役割を担うとともに、災害時には避難路及び火災延焼を防止する緩衝帯となる空間としての役割を担う歩行者・自転車専用の道路とします。

■整備方針

- ・幹線道路の整備や改良に伴って歩道を確保していきます。
- ・市街地内を流れる河川沿いや商業地内への遊歩道の設置に努めます。
- ・幹線道路の歩道、河川沿い及び商業地等の遊歩道による歩行者・自転車道ネットワーク形成を図ります。



■ ネットワーク概念

図4-4 幹線道路ネットワーク

4-2-1-2. 公共交通

(1) 鉄道

- ・JR 東北新幹線は、広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置づけます。くりこま高原駅周辺には、新幹線利用の利便性・アクセス性、他の交通機関との結節機能の向上を図るための駐車場等の確保や駅周辺の道路整備、各種都市施設の充実を図ります。
- ・JR 東北本線は、周辺都市への通勤通学、買い物などの生活を支える公共交通の軸として位置づけます。瀬峰駅、石越駅（登米市）、有壁駅は、鉄道とバス、タクシーなどとの乗り換えがスムーズに行えるよう駅前広場などの各種施設の充実に努めます。

(2) バス交通等

- ・市民の日常生活を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動需要に対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の形成を図ります。
- ・広域、市内連携、地域内の路線が有機的に連携した路線を形成するため、ダイヤの調整等を随時行うとともに、乗合デマンド交通についても、ダイヤの調整等により利便性の向上を図ります。
- ・バス交通は市民に最も身近な公共交通であることから、その利便性の維持向上を図ります。

4-2-2. 公園・緑地

(1) 住区基幹公園（主に都市公園）

- ・住宅系の市街地（住環境保全エリア、住宅地誘導エリア、環境共生住宅エリア）においては、生活に身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を居住者が容易に利用できるよう、適正な配置に努めます。
- ・築館地域、若柳地域などの既設公園は適正に維持するとともに、必要に応じて園内施設の改善などに努めます。公園が不足している地区においては、居住人口や徒歩圏などの生活範囲を勘案の上、新規の公園整備を推進します。
- ・築館地域の築館総合運動公園、若柳地域の川北・川南河川公園、栗駒地域の三迫川河川公園、館山公園及び鶯沢地域の金田森公園、金成地域のけやき公園は、本市のレクリエーションの中心的な役割を担う公園であることから、これらの公園を維持・活用し、レクリエーション機能の充実を図ります。
- ・これらの公園の維持管理について、今後は、地域住民が主体となった運用の方向性を検討します。

(2) 地域の特色ある主な公園・緑地

- ・各地域において、自然、文化、歴史などの地域の特色を活かした公園・緑地を配置します。
- ・これらの公園は、地域における憩いやレクリエーション活動への活用、地域の歴史・文化の保全、及び観光資源として、維持・活用を図ります。

- ・築館・若柳地域：伊豆沼・内沼周辺・サンクチュアリセンター
- ・若柳地域：くりはら田園鉄道公園
- ・栗駒・花山地域：栗駒国定公園
- ・栗駒地域：鳥矢ヶ崎史跡公園
- ・高清水地域：外濠公園・桂葉清水公園
- ・一迫地域：山王史跡公園・牛淵公園
- ・瀬峰地域：五輪堂山公園
- ・鶯沢地域：千刈田公園
- ・金成地域：三迫川河川公園
- ・志波姫地域：カリヨン公園
- ・花山地域：ミズバショウ公園 など

(3) 農山村公園

- ・地域生活エリア、集落エリアにおいては、各集落における交流・レクリエーション及びコミュニティ形成の中心となる公園・広場の適正配置に努めます。

4-2-3. 河川・下水道

(1) 河川・水路

- ・河川、水路及びダムを持つ既存の治水機能の維持を図ります。また、河川の未改修箇所においては整備を進め、治水機能の強化に努めます。
- ・市街地内を流れる河川・水路は、総合的な治水対策に配慮しながら、改修時においては親水機能を有した緑地を配置するなど、市街地に潤いを与える空間、景観の創出に努めます。
- ・本市の豊かな水資源を未来に継承していくため、水質浄化を図るなど、河川の自然的環境の再生を検討していきます。

(2) 下水道

- ・汚水処理は、「公共下水道事業」「合併処理浄化槽事業」による整備を進め、生活環境の向上に努めます。

4-2-4. 公益的施設

(1) 教育施設

- ・教育の質の維持向上を目指し、小中学校等の適正な規模の確保と配置を行うとともに、学校施設等の長寿命化計画に基づき、良好な教育環境の整備に努めます。
- ・通学の安全を確保するため、通学路の歩道、歩行者専用道の整備や防犯灯の設置などを推進します。

(2) 文化施設

- ・各地域の中心地には、地域住民の文化芸術活動・コミュニティ形成の中心となる施設が配置されており、その機能維持に努めます。また、公民館・コミュニティセンターや総合支所の一部を利用するなど、既存施設の有効活用や複合的な利用を図ることを基本とします。
- ・本市の歴史や文化を発信する中心的施設について、文化芸術活動、文化財の保存、伝統文化の継承を推進する拠点として有効活用を図ります。また、老朽化に対応した施設の改修等を計画的に推進します。

地域	文化施設
築館地域	栗原文化会館、築館出土文化財センター、市立図書館
若柳地域	若柳総合文化センター、くりでんミュージアム
栗駒地域	みちのく伝創館、みちのく風土館
高清水地域	高清水生涯学習館
一迫地域	ふれあいホール、一迫埋蔵文化財センター(山王ろまん館)
瀬峰地域	テアリホール
鶯沢地域	細倉マインパーク
金成地域	けやき会館、金成歴史民俗資料館(旧金成小学校校舎)
志波姫地域	エポカ21、この花さくや姫プラザ
花山地域	仙台藩花山村寒湯番所跡、千葉周作ゆかりの家(孤雲屋敷)

(3) 医療・福祉施設

- ・栗原中央病院等の市立病院及び民間医療機関の役割を見直し、医療サービスの向上を図るため、地域医療体制の充実を目指します。
- ・各地域の中心地には、高齢者、子育て支援等の福祉施設を配置します。施設は既存施設の活用と総合支所の一部や各種の福祉施設を複合利用するなど、効率的な施設利用に努めます。
- ・市内で不足している医療・福祉分野については、高速道路を活用した本市外との広域的な医療福祉の連携強化を図ります。

(4) 観光・交流施設

- ・本市には、栗駒山や栗駒国定公園、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼をはじめとする観光スポット、由緒ある歴史や伝承されてきた伝統文化、特産品などさまざまな観光資源があります。これらの観光資源を市民と行政が協働で保存、市内外に広く発信し、観光産業の振興と個性的で活力のある「田園観光都市」づくりを目指します。
- ・各観光スポットの連携を図り、本市で一体となった観光ネットワークの構築を、市民と行政が協働して推進します。また、これらの観光ネットワークを支援する観光ルートのハード（道路、歩行者・自転車道、広場、案内標識、景観誘導等）の整備に努めます。
- ・道の駅や直売所などの沿道サービス施設は、自動車利用者の利便に供する休憩機能や地域・広域の交流の場などとしての利活用に努めます。

(5) 処理施設、その他の施設

- ・下水終末処理施設（瀬峰地域・登米市石越地域）、ゴミ処理施設（一迫地域・金成地域）、衛生処理施設（若柳地域）、斎場（築館地域）など、清潔で豊かな生活のために必要な施設は、それぞれの施設が有する機能・処理能力の維持向上を図ります。また、老朽化に対応した施設の更新を計画的に推進します。

4-3. 都市環境形成の方針

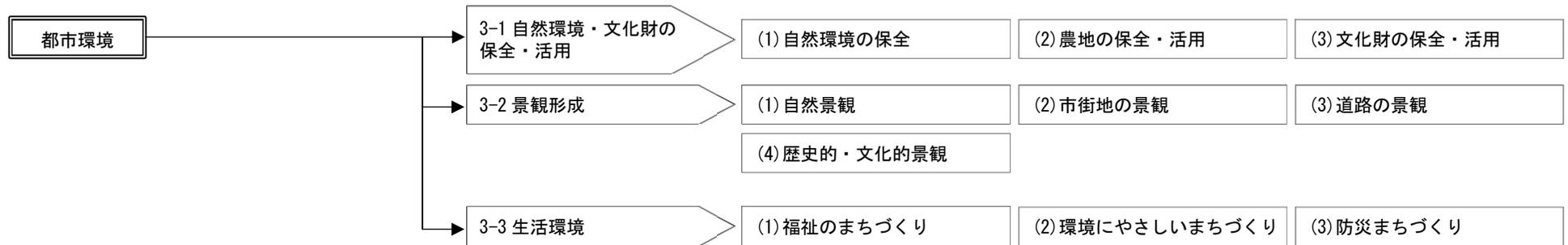


図4-5 都市環境形成の体系図

4-3-1. 自然環境・文化財の保全・活用

(1) 自然環境の保全

- ・森林地帯は、国定公園や保安林等による山林・緑地、丘陵地の保全と適正な維持管理に努めます。河川、水路、及びダムを持つ既存の治水機能の維持に努めます。また、河川の未改修箇所においては整備を進め、治水機能の強化に努めます。
- ・伊豆沼・内沼は、ラムサール条約湿地及び国の天然記念物指定区域として、自然植生や渡り鳥が飛来する生態系の保全を図ります。
- ・迫川、二迫川、三迫川などの主要な河川は、総合的な治水機能に配慮しつつ多自然型整備や親水空間としての活用を図ります。

(2) 農地の保全・活用

- ・平地部に広がる広大で肥沃な田園地帯、中山間部の農地は、農業生産の基盤として、また、防災上の保水機能を有する地帯として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、適正な保全を図ります。
- ・遊休農地、耕作放棄地などは、農地の多面的機能が発揮されるよう発生防止又は解消に努め、地域の実情を踏まえた土地の保全と有効利用に努めます。

(3) 文化財の保全・活用

- ・仙台藩花山村寒湯番所跡、旧有壁宿本陣、山王団遺跡、伊治城跡、入の沢遺跡、沢辺ゲンジボタル発生地、伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地、花山のアズマシャクナゲ自生北限地帯などの史跡や天然記念物の保存と活用を図ります。

4-3-2. 景観形成

(1) 自然景観

- ・平地部に広がる田園地帯、及び農地内に散在する農村集落で構成される田園景観は、田園都市くりはらを象徴する自然景観であることから、その保全に努めます。このため、無秩序な農地転換や宅地化の抑制に努めます。
- ・山林、里山、栗駒山をはじめとする山々の稜線並びに背景となる大空は、市街地や主要な集落地からの自然眺望景観を維持します。そのため、自然眺望景観を阻害しないよう建築物等の高さに対する秩序を保っていきます。
- ・主要な河川及び河川沿いの緑道は、山間部から平地部を連続する、遊歩道など親水空間を有した水辺景観のネットワークの形成に努めます。
- ・伊豆沼・内沼及び花山湖は、湖沼の水辺景観を維持するとともに、水辺を眺望できる広場・緑地等の適切な維持管理に努めます。

(2) 市街地の景観

- ・既存の住宅市街地においては、各住宅地において地域住民が主体となり、地域の個性・特徴を活かした景観づくりの基本理念を定め、これに基づいた統一感のある街並み景観

の創出を目指します。このため、建築物等の建て替えに合わせて、適切な土地利用や建築の規制・誘導を図ります。

- ・中核機能ゾーンなど、今後、新たに整備される市街地は、面的な整備や道路等の公共施設の整備に伴った公共空間の景観整備と、これに併せて統一感のある市街地の街並み景観の創出を誘導します。
- ・住宅市街地の宅地の境界は、植栽や生け垣などの設置を促進し、市街地の緑化景観の形成と災害時の安全性の確保に努めます。
- ・街並み景観形成が図られている若柳地域の中心商業地は、既存の街並み景観を維持します。
- ・築館地域、金成地域及び栗駒地域の中心商業地においても、それぞれの地域にふさわしい落ち着いたある商業地の街並み景観の向上を目指していきます。このため、電線類の地中化などを関係機関に要望していきます。
- ・商業地の景観を阻害している空き地・空き店舗については、商業者等との協働によって景観形成の場となるよう、緑化やアートの場とするなどの工夫を施し、活用を促進します。
- ・東北新幹線くりこま高原駅の周辺は、本市の観光・交流の玄関口にふさわしい景観づくりを誘導します。

(3) 道路の景観

- ・歩道部への植栽、舗装やサイン・案内板などにおいては工夫を凝らし、良好な街路の景観ネットワークを形成します。

(4) 歴史的・文化的景観

- ・市内に点在する社寺等は、歴史的に価値がある建築物であり、その周辺部も含めて歴史的な景観として保全されるよう働きかけを行います。
- ・有壁宿をはじめとした宿場町に残る歴史的な建築物は、歴史を伝える貴重な景観資源であり、河川や背景の山々、田畑などと一体にまちなみ景観が保全されるよう働きかけを行います。
- ・近代化産業遺産が集積している旧細倉鉾山周辺は、近代化産業の発展の歴史を伝える貴重な景観資源として保全についての働きかけを行います。

4-3-3. 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

- ・道路等交通施設や公共公益施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・バス交通の充実、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の充実を図るなど、スムーズに移動できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ・各地域の中心地には、高齢者と子育て支援施設等の福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。

(2) 環境にやさしいまちづくり

- ・各地域の中心地には、日常生活に必要な機能の集約化を図るとともに、安全安心な道路や公共交通機関を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を総合的に展開していきます。これにより過度な自動車依存を抑制します。
- ・各鉄道駅の鉄道利用者のための駐車場・駐輪場を活用し、パークアンドライド（自家用車→鉄道）による公共交通機関の利用促進に努めます。
- ・各地域間の交通を担うとともに、市街地内の交通渋滞の緩和に寄与する国道4号築館バイパスの整備を推進します。
- ・廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築を目指します。
- ・河川・湖沼の水質、植生・生態系の維持に努めます。
- ・森林・田園・農地の保全と適正な維持管理に努めます。

(3) 防災まちづくり

- ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、被害の軽減や市民の安全・安心確保に必要な地域防災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進します。
- ・栗原市本庁舎及び消防庁舎を災害時における総合的な防災拠点として位置づけ、災害時における救急救助、消防活動及び情報収集の中心となる機能を維持していきます。
- ・各地域の総合支所を災害時における準防災拠点として位置づけ、防災拠点間の連携ネットワークを形成します。
- ・自然災害による被害を軽減するため、公共施設、道路、橋梁、斜面などの防災点検や耐震改修を促進します。
- ・身近な公園や広場、集会所等は、災害時の一時的な避難場所としての機能を兼ね備えるものとしします。
- ・災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は食料・飲料水のほかマスク、消毒液等の生活必需品等について、備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄するよう努めます。
- ・幹線道路などの広幅員道路を防災軸として位置づけ、災害時の延焼防止帯としての役割を有するとともに、防災拠点とサブ防災拠点、避難場所を結ぶ避難路・緊急輸送路となる防災ネットワーク機能を確立します。
- ・東北縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路は、広域的な防災ネットワークの軸として位置づけ、広域的な避難や輸送・搬送が必要な場合において活用できるよう、関係機関との調整を図ります。
- ・各地域には災害時のヘリポートを配置し、地域の孤立化防止や緊急輸送・搬送の手段の確保に努めます。